

# 令和4年第4回定例市議会追加提出議案

( 予算案を除く。 )

( 1 2 月 2 0 日 提 出 )

藤 井 寺 市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 6 9	藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会設置条例の制定について	1

このほかの提出議案

議案番号 70 令和4年度藤井寺市一般会計補正予算（第12号）について



議案第69号

藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会設置条例の制定について  
藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会設置条例を次のように定める。

令和4年12月20日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和2年度に実施した藤井寺市立中学校教科用図書採択に係る事件について、中立公正な立場から調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会を設置するとともに、当該委員会の委員報酬額等を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 令和2年度に実施した藤井寺市立中学校教科用図書採択（以下「教科書採択」という。）に係る事件（以下「事件」という。）について調査することにより、その原因を究明し、再発防止策を講じるとともに教科書採択の公正性の確保を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、藤井寺市教科書採択に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、中立公正な立場で独立して調査、検証及び審議を行い、その結果報告書を作成し、教育委員会に提出する。

- (1) 事件の実態把握及び原因究明に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長と協議のうえ委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の進行のため、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の非公開及び記録の公表)

第8条 会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開することができる。

- 2 委員長は、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該公表に際しては、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）の趣旨に照らし、必要な措置を講じなければならない。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 時間額 25,000円
- (2) その他の委員 時間額 20,000円

- 2 前項の報酬は、当該勤務のあった日の属する月の翌月に支給する。ただし、特に必要があるときは、他の方法によることができる。

(費用弁償)

第10条 委員が会議に出席したとき、又は公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

- 2 前項の費用弁償の額及び支給方法については、一般職の職員の例による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において行う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。  
ただし、第7条の規定は、この条例の失効後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 この条例の失効前にした勤務に対する報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。



